

6-1	「都市計画法第53条第1項の許可取扱基準」について
<p>「都市計画道路に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準」及び「都市計画公園及び緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準」に関する取扱いを、以下のとおり定める。</p>	
<p>1 階数、地階及び建築物の高さの定義は、建築基準法施行令第1条及び第2条の規定による。 また、建築物の屋上部分については、「1-3 屋上部分に関する建築物の高さ及び階数の算定について」のとおり取り扱う。</p> <p>2 主要構造部の構造方法に関する規定における「その他これらに類する構造」は、壁式サモコン造、壁式プレキャスト・コンクリート造、組立鉄筋コンクリート造、ALCパネル構造とする。</p> <p>3 都市計画道路に関する許可取扱基準の基準5における「都市計画道路区域内に存する部分を分離することができる」とは、構造耐力に関する規定だけでなく、避難施設に関する規定等も含めて判断する。 このため、都市計画道路の事業施行に伴い、当該都市計画道路区域内に存する部分が除却されたとしても、建築基準法の各規定が成り立つ（又は成り立つように変更できる）よう計画する必要がある。</p>	
関連条文	都市計画法第53条第1項
参 考	東京都都市計画区域内における都市計画道路に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準の運用について